相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市土岐津町土岐口一五五五番地二、最後の住所岐阜県土岐市土岐津町高山六六番地の一清和荘八号

被相続人　亡　山路つや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

事務所岐阜県瑞浪市一色町二丁目二七番地

相続財産管理人　司法書士　加藤　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市岡部町内谷一四七番地、最後の住所静岡県藤枝市上当間一八九番地

被相続人　亡　望月　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

静岡県静岡市葵区追手町一〇番一〇九号

新中町ビル二階

相続財産管理人　弁護士　牧田　晃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市郡山町三五〇番地、最後の住所三重県鈴鹿市郡山町四二番地の二

被相続人　亡　前田　一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

事務所三重県鈴鹿市矢橋一丁目五番一一号

相続財産管理人　安田　成仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡日置町大字大古一五六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　楠本岩次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

和歌山県田辺市秋津町二〇五番地の九

相続財産管理人　松下　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区東麻布一丁目一三番地、最後の住所徳島県阿南市横見町前田二四番地二

被相続人　亡　西野　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

事務所徳島県徳島市東出来島町三五番地

相続財産管理人　司法書士　片山　朝生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町字横倉二五四番地二、最後の住所徳島県美馬市脇町字横倉二二四番地

被相続人　亡　金崎　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

徳島県美馬市脇町大字脇町二番地三

相続財産管理人　司法書士　森　廣一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市中大野町南傍示一三〇番地最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂本　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

徳島県徳島市徳島町二丁目一九番地

相続財産管理人　弁護士　藤澤　和裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市大字古国府一三三一番地一三、最後の住所大分市大字羽屋二五番地の一

被相続人　亡　戸高　昌英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

大分市都町三丁目七番二七－一五〇一号アスティオン堀川

相続財産管理人　弁護士　北園　勝蔵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市高崎町縄瀬三一七六番地、最後の住所宮崎県都城市志比田町三七八二番地

被相続人　亡　黒木　秋夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月五日

宮崎県都城市高崎町東霧島二〇六五番地一

相続財産管理人　權堀　和浩

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年９月５日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社マイランド北海道中央　②北海道知事上川(1)1147　③代表取締役　宇生孝広　④北海道旭川市一条通八丁目542番地の４一条緑橋通ビル　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦北海道旭川市一条通八丁目542番地の４一条緑橋通ビル　株式会社マイランド北海道中央　代表取締役　宇生孝広

①株式会社マイランド関東　②国土交通大臣(1)7984　③代表取締役　鎌田剛直　④東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　廃止した従たる事務所　山梨県甲府市住吉５－22－14　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　株式会社マイランド関東　代表取締役　鎌田剛直

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(1)7535　③代表取締役　平田恒一郎　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４－33－１　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市鶴見区豊岡町21－５　プライムコート鶴見１Ｆ　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４－33－１　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十四年九月五日

一、墳墓等所在地　大阪市都島区友淵町二丁目

二、墳墓等の名称　友淵墓地

三、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　大崎家墓碑番号二十一番

四、改葬を行おうとする者　大阪市都島区毛馬町一丁目五番六号　友淵墓地管理委員会　代表宮下　磨政